

中小企業者の販路開拓を支援します！



令和3年度

蒲郡市販路拡大事業費 補助金のご案内

経営計画に基づいて、蒲郡商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大の取組に対して **15万円** を上限に、補助対象経費の1/2の額を補助します！ただし、**海外展開の取組^{※1}** を含む場合には **20万円** を上限^{※2} とします！

※1 海外における(1)展示会等の開催、(2)展示会等への出展、(3)商談会(個別の取引先との商談は除く。)への参加、(4)カタログ・パンフレット・ホームページ等の外国語版販促ツールの作成、(5)越境EC(海外向け電子商取引)サイトへの出展 が増額対象となります。

※2 ※1に取り組みなかった場合、補助上限額は15万円となります(減額の変更申請が必要です)。

《 対象となる取組みの例 》

- ①顧客管理ソフトによる販促活動
 - ・ターゲットを絞って効率的な販促活動を実施する
- ②商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ③商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

※概要は裏面参照

【公募受付期間】

令和3年5月6日(木)から6月18日(金)まで

特設サイト用
QRコード→



お問合せ先・提出先(郵送可)

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所観光商工課 商工担当

TEL: 0533-66-1118 FAX: 0533-66-1188

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankoshoko/hanrokakudai.html>

【概要】 ※詳細は蒲郡市ホームページに掲載する公募要領をご確認ください。

◆補助対象者

以下のすべてを満たす事業者とします。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。
- ② 蒲郡市内に主たる事業所を有すること。法人の場合は、蒲郡市内に法人登記上の本店を有すること。
- ③ 市税を滞納していないこと。

※国、県又はその他の機関から交付を受けている補助金等と同一の事業内容である場合は、補助対象となりません。

◆対象となる事業

経営計画に基づき、蒲郡商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大のための事業。

◆補助対象となる経費

販路拡大のために要する以下の経費。

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助金額

補助率 2分の1以内（千円未満切捨）
補助上限額 15万円（※海外展開の取組は20万円）
（補助予算総額 200万円）

【申請手続き】

